

# 商店街開業時感染対策支援事業【新規】

## 【事業概要】

商店街の空き店舗への出店に際し、感染症対策に係る必要経費を支援することにより、コロナ禍でも開業に向けてチャレンジする事業者を支援するとともに、商店街の店舗構成の充実及び組織力の向上を応援します。

## 【支援内容】

- 対象者 商店街の空き店舗に出店する者で該当商店街へ加盟する者
- 補助対象経費：感染症対策経費の一部補助。
  - ・マスク、アルコール消毒液、使い捨て手袋等（**衛生消耗品**）※1
  - ・アクリル板、体温計等の物品購入費。
  - ・感染対策実施PR経費
  - ・感染症対策に係る店舗改装費

※1 **衛生消耗品**：1回の使用で費消、汚損又は減耗するもの。

- 補助金額：20万円限度（※1 **衛生消耗品費**：上限2万円）
- 補助率：補助対象経費の4/5
- 補助の主な条件

◆出店しようとする**商店街の推薦を受け、その商店街へ加入すること**

※「国・県、福岡市等の感染対策補助制度」との併用はできません。

## 【募集時期】

- ・令和3年3月8日（月）より受付開始
- ・予算の範囲内で随時募集（令和4年3月31日までに事業を終了すること）

## 【活用手順】

